入札公告共通事項

1 入札参加資格条件

条件付一般競争入札に参加できる者は、入札参加資格確認申請日において入札公告(個別事項)に定める条件のほか、次に掲げる条件をすべて満たし、かつ、当該工事に係る競争入札参加資格確認通知書を受けていることとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者又は同条第2項 各号の規定に基づく本市への入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2) 前橋市暴力団排除条例(平成23年前橋市条例第38号)第2条第2号に規定する 暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (3) 入札参加申請の日から落札決定までの期間に前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱(平成6年3月29日伺定め)第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱(平成23年3月17日伺定め)第2条の規定による指名停止措置を受けている者でないこと。
- (4) 建設業法第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値の通知(当該工事に係る請負契約を締結する予定の日の1年7か月前の日の直後の事業年度終了の日以降に発せられたものに限る。)を有している者であること。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本若しくは人事面において、次のいずれにも関連がある者でないこと。
 - ア 親会社と子会社の関係にある者又は親会社を同じくする子会社同士の関係に ある者。
 - イ 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている者又は一方の会社の 役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている者。
 - ウ 上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる者。
- (6) 入札公告(個別事項)の入札参加資格条件「設計業務の受注者」に掲げる者(以下 「設計業務受注者」という。)でないこと又は設計業務受注者と資本若しくは人事面に おいて次のいずれにも関連がある者でないこと。
 - ア 設計業務受注者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。
 - イ 建設業者の代表権を有する役員が、設計業務受注者の代表権を有する役員を兼ね ている場合における当該建設業者。
- (7) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後に

おいて、本市の令和4・5年度建設工事競争入札参加資格の再認定を受けている者。) であること。

2 入札参加資格の確認等

競争入札の参加希望者は、次に掲げる入札参加資格の確認の申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。 期限までに申請書等を提出しない者及び入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができない。

なお、入札参加資格の確認は申請書等の提出期限後に行うものとする。

- (1) 入札参加資格確認申請書(別記様式1-1)
- (2) 申請日現在において有効かつ最新の経営事項審査に係る総合評定値通知書の写し
- (3) 最新の建設業許可通知書の写し
- (4) 同種工事の施工実績(別記様式3-1)
- (5) 同種工事の施工実績を証明する工事請負契約書の写し等 契約書の写しは、工事名・金額・工期・発注者・受注者・工事内容の確認ができる 部分のみでよい。当該工事が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績 情報システム(以下「CORINS」という。)」に登録されている場合は、契約書の 写しに代えて同システムの打ち出し帳票の写しでもよい。ただし、CORINS登録 の内容で同種工事の条件が確認できない場合は、図面等の写しも一緒に添付すること。
- (6) 配置予定技術者の資格・工事経験(別記様式3-2) 配置予定の技術者については、複数の候補技術者を記載することができる。
- (7) 配置予定技術者の資格及び雇用を証明するもの
- 3 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明
 - (1) 入札参加資格がないと認められた者は、入札参加資格がないと認めた理由について、 次のとおり、競争入札参加資格確認通知書についての説明申込書(別記様式3-3。 以下「説明申込書」という。)により、発注者に対して説明を求めることができる。
 - (2) 説明申込書の提出があったときは、提出した者に対して競争入札参加資格再確認通知書(様式第2号)により回答する。
- 4 設計書、図面、仕様書及び現場説明書の配布 設計書、図面、仕様書及び現場説明書は、入札参加希望者に配布を行う。
- 5 入札・開札に関する事項
 - (1) 入札時の注意事項
 - ア 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年 法律第54号)等に違反する行為をしないこと。
 - イ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の10に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 提出した入札書の書換え、引換え又は撤回は、認めない。
- エ 再度の入札が設定された入札案件の場合、1回目の入札に参加しなかった者、無 効な入札をした者又は1回目の入札で失格となった者は再度の入札に参加すること ができないものとする。

(2) 工事費積算内訳書の提出

入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費積算内訳書の提出をすること。工事費積算内訳書は、積算内訳資料と同項目とし、記載内容については数量、 単価、金額等を明らかにしたものであること。なお、提出された工事費積算内訳書は 返却しない。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、当該入札者の入札を無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

- ア 競争入札に参加するために必要な資格のない者の入札
- イ 申請書等に虚偽の記載をした者の入札
- ウ 同一事項に対し2以上の入札をした者の入札
- エ 入札に際し不正行為のあった者の入札
- オ 入札書に必要な事項を記載しなかった者の入札
- カ 工事費積算内訳書を提出しなかった者の入札
- キ 工事費積算内訳書の金額と入札書の金額が同額ではない者の入札
- ク その他入札に関する条件に違反した者の入札

なお、入札参加資格のある旨の確認を受けた者であっても、落札決定時において入 札参加資格のない者が行った入札は、上記アに該当する。

(4) 開札に関する事項

開札は、入札者又は当該入札に関係のない職員を立ち会わせて行うものとする。 ただし、入札事務の公正かつ適正な執行の確保に支障がないと認められる場合は、 入札者及び当該入札に関係のない職員を立ち会わせないことができるものとする。

(5) 落札者の決定

前橋市契約規則(平成2年前橋市規則第4号)第6条第1項の規定により定めた 予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者 を落札者とする。落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじにより落札者を 決定する。

落札者の決定については、入札参加者へ落札の決定を通知する。

(6) 調査基準価格を下回った場合の措置

ア 最低の価格で入札した者が調査基準価格を下回る金額をもって入札を行った 場合には、入札を保留し、低入札価格調査を実施する。

なお、入札者は、この調査を実施する場合、それに協力しなければならない。

イ 低入札価格調査の対象となった者は、落札者としない決定を受けるまでの間又 は落札者とする決定を受け、当該工事が契約の内容に適合したものであることが 確認されるまでの間、他の工事において低入札価格調査の対象となる場合は、その入札を無効とする。なお、調査対象者が共同企業体である場合は、当該共同企業体の各構成員をそれぞれ調査対象者であるとみなす。

ウ 低入札価格調査対象工事における調査対象者のうち、契約の内容に適合した施工がなされないおそれがあると認められた者は、その調査の結果について、前橋市建設工事等の入札及び契約の過程並びに指名停止等措置に関する苦情処理要領(平成19年7月24日伺定め)の規定するとおり、苦情の申立てができるものとする。

(7) 入札結果等の公表

入札結果は、前橋市建設工事等の発注見通し等の公表に関する要綱(平成14年3月22日伺定め)に基づき公表する。

6 契約に関する事項

(1) 契約の締結について

前橋市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年前橋市条例第17号)第2条に規定する議会の議決に付すべき契約に該当する契約は、建設工事請負仮契約書により仮契約を締結するものとし、当該請負契約に係る議会の議決があった場合は、当該建設工事請負仮契約書を本契約に基づく契約書とする。

(2) 契約保証金等

ア 競争入札の落札者は、契約の締結と同時に次のいずれかの保証を付さなければならない。ただし、(エ)の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を本市に寄託しなければならない。

- (ア) 契約保証金の納付による保証
- (4) 契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)による保証
- (ウ) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
- (エ) 契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約 の締結による保証
- イ アに掲げる契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1 以上とすること。

7 その他

- (1) 現場説明会は、開催しない。
- (2) 申請書等の作成並びに提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出期限後における申請書等の差し替え又は再提出は認めない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

- (6) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、前橋市建設工事等業者指名停止措置 要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (7) 落札決定後、配置予定技術者の資格・工事経験(別記様式3-2) に記載した 配置予定の技術者を、適正に配置しない場合は、契約を締結しないことがある。
- (8) 前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱第2条又は前橋市建設工事等暴力団排除対策措置要綱第2条の規定による指名停止を受けている者とは、契約締結しないものとする。
- (9) 前橋市建設工事等電子入札運用基準(平成18年12月26日伺定め)の規定により、発注者の判断において、本工事を電子入札から紙入札へ切り替える場合がある。
- (10) 入札参加者は、建設工事等入札注意事項(平成20年1月9日伺定め)を熟読し、 これを遵守すること。
- (11) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切後は配置技術者の変更を認めない。ただし、工事着手後、配置技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない事情により変更する場合は、入札公告(個別事項)に記載される「配置技術者の資格・工事経験の条件」を満たす者を配置すること。